広　報
土地改良区だより

編集・発行
大仙市大曲土地改良区
電　話　0187－68－3031
ＦＡＸ　0187－68－3733

大川西根揚水機場　破損した取水スクリーンの撤去・応急処置（2016.8.9撮影）

土地改良区の概況

受益面積	組合員数	総代数	役員数	職員数
906.9ha	761人	43人	理事 17人　監事 3人	4人

イメージキャラクター
みどりちゃん

水土里ネット秋田イメージキャラクター

秋田の水土里ネットの活動をＰＲするため誕生した「みどりちゃん」広報やTwitter等で活躍中です。

地域の皆様にとって親しみやすい水土里ネットとして土地改良事業を推進していきます。どうぞよろしくお願い致します。

広報発行にあたり

理事長　判田勝補

理事長
判田勝補

組合員の皆様には、日頃より当土地改良区の運営並びに事業の推進に加えて、多面的機能支払交付金事業の活動に対し、特段のご理解とご協力を頂きまして厚くお礼申し上げます。

当管内の基本作目である稲作は、春先から天候に恵まれ七・八月には全国各地に大きな被害をもたらした台風の影響もなく無事に実りの秋を迎えることが出来ました。作柄も平年作を確保でき、概算金も昨年より値上がりするなど私たち農家にとりまして一安心した所であります。

さて、当土地改良区も平成十四年十二月に四つの土地改良区が合併してから十四年目を向かえることが出来ました。業務の効率化と財政運営の健全化、そして組合員のサービス向上を基本方針として運営に努めて参りましたが、その間、農業水利施設の老朽化による改修や圃場の区画が狭小であり、将来の営農が不安であることからのほ場整備事業の要望など、それぞれの地区で事業の推進体制を整え対応して参りました。

角間川地区においては、老朽化した大戸川頭首工を改修することにより農業用水の安定供給と農業生産性向上、農業経営の安定化を目的とした国営旭川地区かんがい排水事業は、平成二十八年六月に関係組合員からの同意徴集が開始され、九十八％の同意率となり、無事に国への事業申請手続きを行い、八月には横手市内に国営事業所を開設されるなど、順調に推移しております。これに伴い大戸川幹線用水路と支線及び小用水路につきましても県営事業推進委員会を九月に設立し、体制を整えております。

内小友・内小友西部地区においては、山城水系土地改良区受益面積を含んだ三八〇haのほ場整備事業を目的として、平成二十五年九月に大曲・内小友地区ほ場整備推進協議会を設立し、推進委員を中心として事業説明会を実施し、平成二十八年八月現在、関係組合員の皆様から事業への同意率を九十八％まで協力を頂いております。九月には、区画・農道・用排水路の原案図面が作成され、組合員の要望が十分に反映されるよう協議を繰り返し行っている状況です。今後のスケジュールとして営農計画の策定が事業採択条件であり、来年の三月には全県の営農構想発表会が開催されます。それに向けて、各地区での今後の営農や法人化に向けての座談会を重ね、平成三十年の事業採択に向け取り組んで参ります。

大川西根地区においては、県営ほ場整備事業で造成された農業水利施設は四十年以上が経過し揚水機を含んだ老朽化した施設を更新する為、基幹水利施設ストックマネジメント事業は平成二十六年に調査・基本設計を終え、平成二十九年度採択を目指し、事業期間三年を目途に将来に向け用水の安定供給と維持管理費の軽減に取り組んで参ります。

農業・農村を取り巻く状況は、ＴＰＰの行方、そして平成三十年度からの米政策の大幅な見直しなど数多くの問題を抱えております。米の消費減少が続く中で稲作中心の経営から複合経営へと転換が迫られており、この為にも用水の再編や水田の大区画化・汎用化を図る必要があります。

今後、東北農政局を始め県・市・町のご指導を頂きながら役職員が一丸となって、ご意見、ご要望を広く拝聴しながら、組合員の為の土地改良区となるよう努めて参りますので、更なるご支援、ご協力をお願い申しあげまして、あいさつとさせて頂きます。

平成27年度

財　産　目　録

（平成２８年５月３１日調整）

（単位：円）

資産の部		
科目	金額	備考
1．流動資産	21,272,393	
(1) 現金及び預金合計	21,272,393	農協・銀行
2．固定資産	4,853,800,943	
(1) 有形固定資産	4,713,910,880	建物及び土地改良施設等
(2) その他固定資産	139,890,063	
特定固定資産	137,099,109	財政調整基金積立金等
その他資産	2,790,954	
合計	4,875,073,336	

（単位：円）

負債の部		
科目	金額	備考
1．流動負債	2,262,025	
(1) 流動負債	2,262,025	未払金等
2．固定負債	215,149,014	
(1) 固定負債	215,149,014	公庫資金等長期借入金等
合計	217,411,039	

（単位：円）

正味財産の部		
科目	金額	備考
1．正味財産	4,657,662,297	

平成27年度 財務状況の公表

1．一般会計収支決算額

（単位：円）

科目＼区分	予算額	決算額	備考
収支	54,177,200	33,626,495	
支出	54,177,200	31,085,119	
差引残	0	2,541,376	

2．組合費の納入状況

（単位：円）

科目＼区分		賦課額	納入済額	未納額	納入率(%)
現年度分	経常賦課金	21,792,372	21,497,486	294,886	98.6
	４地区賦課金	31,651,649	0	31,651,649	0.0
	長期借入金償還賦課金	27,979,361	0	27,979,361	0.0
	計	81,423,382	21,497,486	59,925,896	26.4
過年度分	経常賦課金未収金	835,621	298,765	536,856	35.8
	４地区賦課金未収金	325,129	325,129	0	100.0
	長期借入金償還賦課金未収金	405,437	405,437	0	100.0
	計	1,566,187	1,029,331	536,856	65.7
合計	現年度＋過年度	82,989,569	22,526,817	60,462,752	27.1

3．積立金収支決算額

（単位：円）

科目＼区分	収入決算額	支出決算額	差引決算額	備考
一般財政調整基金積立金	6,806,491	0	6,806,491	
一般役員退任慰労金積立金	1,781,232	407,375	1,373,857	
一般職員退職給与積立金	6,467,097	0	6,467,097	
内小友西部地区財政調整基金積立金	3,722,917	0	3,722,917	
内小友地区財政調整基金積立金	16,029,249	0	16,029,249	
角間川地区財政調整基金積立金	43,822,107	0	43,822,107	
角間川地区機械積立金	3,422,077	0	3,422,077	
大川西根地区財政調整基金積立金	4,087,038	0	4,087,038	
計	86,138,208	407,375	85,730,833	

4．決済金積立金収支決算額

（単位：円）

科目＼区分	収入決算額	支出決算額	差引決算額	備考
一般決済金積立金	4,625,878	0	4,625,878	
内小友地区決済金積立金	1,582,011	0	1,582,011	
角間川地区決済金積立金	39,642,477	0	39,642,477	
大川西根地区決済金積立金	5,517,910	0	5,517,910	
計	51,368,276	0	51,368,276	

角間川地域

現在、国営旭川地区かんがい排水事業は、多くの組合員の賛同を得て、事業の同意率が９７．２％での事業計画申請書を提出し、現在、国、県の審査が行われて事業計画が決定される予定である。８月には新たに旭川農業水利事業所が横手市に開設され、事業実施に向け準備が進められている。横手市旭川地域を含んだ３，１５９haが受益面積で大戸川頭首工の全面改修を国営事業により改修し、その受益５００haを全てかんがいする計画で、経費の節減を図り自然水のパイプライン構想の他、安定した水の供給に欠かせない、用水系統の再編計画に向け、関連県営事業の実施に推進していきたい。

この県営事業に伴い平成２９年１～３月には説明会、４、５月には同意徴収を行い、組合員の協力を得ながら実施を予定しています。今後は大戸川からの十分な水を確保したうえで３つの揚水機の廃止を行う。このことにより、毎年増加する電力料の経費軽減となる。又、蛭野・角間川堰においても今後主たる防火用水を含めた用水の確保のため、改修計画を進めている。当初平成２９年度の採択を目指していたが、油川幹線排水路の取付工事が２９年度予定のため、平成３０年度採択を目指して協議を進めている。


蛭野堰湧水地（浅舞）

大川西根地域

昭和４６年県営事業により造成した農業用水利施設は、すでに耐用年数を越えており、これまで補助事業を活用して維持管理費軽減に努めてきたが、今後この施設を管理するには、維持管理費（賦課金）の大幅な増額が必要であります。

こうしたことから施設更新整備のための事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）を実施することとしており、平成２９年度採択、３０年度からの工事予定が先の総代会で承認されました。

その後、６月下旬には各集落説明会を開催したところであり、１５％の地元負担をしながら揚水機・電動機・電気系統・制水弁等の施設更新を行い、安定した営農継続と維持管理費の軽減を目的とした事業が計画されております。


制水弁撤去の様子

内小友地域・内小友西部地域

内小友・内小友西部地区を含む３８０haのほ場整備事業は、地元推進協議会が中心となり、平成３０年の採択に向けて事業を推進しております。今年度は、来年３月に行われる秋田県営農構想発表会に向けて各集落で営農計画の話し合いが行われている状況です。

また、昨年度は用水排水系統図の作成や土質の調査が行われ、今年度は本格的にほ場整備に向けての調査が開始されております。各地区の要望等については、できる限り取り込んでいけるよう関係機関と連携をはかり推進していきたいと考えております。

これからの農業情勢の変化に対応できる農地の汎用化によって、地域に適した営農ができる農業基盤の構築と、未来の子供たちに繋いでいける農地になるよう検討していきたいと思います。今後とも組合員の皆様には、ご理解とご協力を頂きますよう宜しくお願い致します。


明通ため池


余目公園からの田園

役員の就退任

理事 大友幸一 氏 退任

平成１５年４月、大仙市大曲土地改良区に奉職以来１３年、土地改良区の監事として１期、その後、理事として務められ大川西根地区調整委員長として土地改良区の事業推進と施設管理にご尽力されました。

心より感謝申し上げるとともに、今後益々のご活躍をご祈念申し上げます。

理事 品川智蔵 氏 就任

平成２８年７月１９日、第四選挙区（大川西根地区）より立候補され、平成２８年７月２４日開催された臨時総代会の選挙委員会において、新たに理事に当選されました。

平成２８年８月１日より就任され、土地改良区の運営や事業推進にご尽力頂いております。

主な行事・取り組みについて

平成28年臨時総代会開催

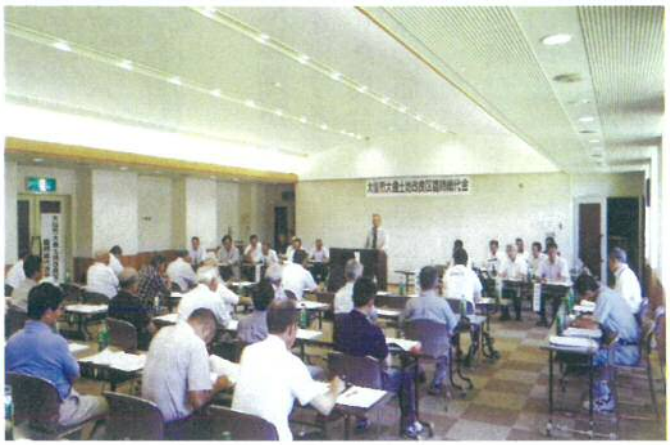

平成２８年７月２４日、秋田県立農業科学館多目的ホールにおいて、平成２８年臨時総代会が開催されました。

現員総代４３名中３８名出席のもと理事長あいさつに続き、議長には角間川地区の鎌田敏之氏が選出され、平成２７年度一般・特別各会計収支決算並びに２８年度補正予算案、規程の一部改正など４号議案が上程され、慎重審議の結果、全て原案通り承認されました。

水土里ネット秋田の活動「水土里の530（ゴミゼロ）DAY」

平成２８年５月３０日、全県各地で「水土里の５３０（ゴミゼロ）」運動が開催されました。

水土里ネット秋田では平成２２年度から農業水利施設内の「ゴミゼロ」運動に取り組んで７年目を迎えております。しかしながら、未だに県内の土地改良区が管理する施設のゴミ処理には、多くの労力と経費がかかっております。

この活動をとおして農業用水利施設の維持と地域の景観保全に取り組んで参りますので、引き続き、皆様のご協力をお願い致します。

美郷町六郷東根にある円筒分水工付近にて

大曲仙北支部職員会の活動「水土里のみちウォーキング」

平成２８年６月１９日、大曲仙北支部職員会主催の水土里のみちウォーキングin抱き返り渓谷（仙北市）が開催され、およそ７０名の方が参加されました。

今回で５回目をむかえ、自然を満喫しながら土地改良区の管理する水利施設の役割を県民の皆さんに知ってもらうことで、より土地改良区という組織を身近に感じていただく活動になったと思います。

抱き返り渓谷駐車場にて

こんな場合は必ず手続をしてください

一、組合員資格に移動があった場合

組合員資格を有する農業経営者が農業者年金受給に伴う経営移譲をした場合には、組合員資格を喪失しますので土地改良区への届出が必要になります。

又土地の移動、更には組合員の死亡等による場合も同様に届出が必要になります。届出をするときは、組合員資格を失う人の印鑑、新たに取得する人の印鑑も必要になりますのでそのような事由がありましたら速やかに届出くださるようお願いします。

一、農地転用をする場合

農用地を宅地等へ転用する場合は農業委員会の許可が必要となりますが、申請書類として土地改良区の同意書と約定書も必要です。

この為予め土地改良区への届出と申請をしてください。

二、土地改良施設を使用する場合

家庭用排水や浄化槽処理水等を農業用水路に流す時は土地改良区の承認、または契約が必要です。放流は排水路だけに限定しており、用水路は認めませんので、計画される時はご注意ください。

またその他土地改良施設を利用する場合にも同様に承認が必要です。

おしらせ

農地転用をする場合には、事業償還残金及び一般経常費に伴う決済金を一括で納入していただくことになります。

経常決済金額は、１０ａあたり１７５，０００円となります。

このほかに事業費償還残金は別途となります。

賦課金の納入お願いについて

賦課金の納入は組合員の皆様のご理解ご協力を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

なお納入期限までに納入がなされなかった場合には、翌日から延滞金(年14．6％)加算されますから、早期納入をお願いいたします。

永年の賦課金未納のあるときは、土地改良法により滞納処分をすることになります。

なお特別な事情がある場合には、土地改良区までご相談ください。

【納付期限】平成28年10月31日

滞納賦課金は新しい耕作者が負担

農地の移動、売買等の場合、賦課金滞納の土地を買いますと法律の規定により、**買った人が滞納金を全部支払いをするよう義務付けられております。**

売買するときは、必ず土地改良区に賦課金の滞納があるかどうか確かめてから売買契約をするように注意して下さい。

農地改良の場合

農地を改良（盛土改良等）するときは、農業委員会の許可が必要です。

この改良には、道路あるいは用排水路との境界確認と盛土の工法確認をしますので、事前に土地改良区にもお知らせ下さい。